

(証券コード：7111)

2025年6月9日

(電子提供措置の開始日 2025年6月2日)

株 主 各 位

東京都豊島区東池袋一丁目25番9号

I N E S T 株 式 会 社

代表取締役社長 小 泉 まり

第3回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第3回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://inest-inc.co.jp/meeting>

また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、下記の東証ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コード（7111）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月23日（月曜日）午後5時30分（当社営業終了時刻）までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月24日(火曜日) 午後1時 (受付開始: 午後0時30分)
2. 場 所 東京都豊島区東池袋三丁目1番3号
サンシャインシティ ワールドインポートマートビル5階
コンファレンスルーム「Room6」
(末尾の「株主総会会場案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

1. 第3期(2024年4月1日から2025年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第3期(2024年4月1日から2025年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 株式併合の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書用紙において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 同一の議案につき、議決権行使書用紙により重複して議決権行使を行った場合、最後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。したがって、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査した対象書類の一部であります。

- ①事業報告の「新株予約権等に関する事項」「会計監査人の状況」「会社の体制及び方針」
- ②連結計算書類の「連結持分変動計算書」及び「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内

当日ご出席されない場合



○郵送によるご行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2025年6月23日（月曜日）午後5時30分必着



○「スマート行使」によるご行使

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。詳細につきましては次ページをご覧ください。

行使期限 2025年6月23日（月曜日）午後5時30分まで

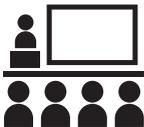


○インターネットによるご行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、賛否をご送信ください。詳細につきましては次ページをご覧ください。

行使期限 2025年6月23日（月曜日）午後5時30分まで

当日ご出席される場合



○株主総会への出席

当日、同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

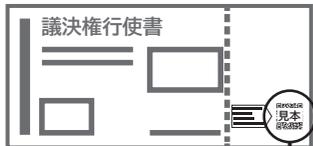
株主総会日時 2025年6月24日（火曜日）午後1時（受付開始：午後0時30分）

※書面による議決権行使とインターネット（「スマート行使」を含む）による議決権行使が重複して為された場合は、到着日時を問わず、インターネット（「スマート行使」を含む）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※インターネット（「スマート行使」を含む）による議決権行使が複数回為された場合には、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

「スマート行使」によるご行使について

①スマートフォン用議決権行使ウェブ
サイトへアクセスする

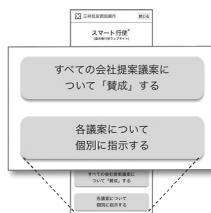


同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



※QRコード[®]は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

②以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが以下のPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、下記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

インターネットによるご行使について

お手元の議決権行使書用紙の、所有株式数が印字されている面の左下に記載されている「議決権行使コード」及び「パスワード」をご用意のうえ、アクセスをお願いいたします。

①議決権行使ウェブサイト
へアクセスする

<https://www.web54.net>



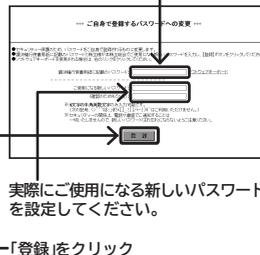
②ログインする

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



③パスワードを入力する

同封の議決権行使書用紙に記載の「初期パスワード」をご入力ください。



実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。

「登録」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善や経済活動の再開によって回復の兆しが見られたものの、エネルギー価格の高止まりや為替変動、地政学リスクの高まりなどにより、依然として先行き不透明な状況が続いております。また、社会環境面では、労働人口の減少やサステナビリティへの関心の高まり、デジタルトランスフォーメーション（DX）対応などの構造的な課題が企業経営における重要なテーマとなっております。

当社グループを取り巻く事業環境においても、個人・法人を問わず、生活および業務インフラの最適化に対する需要が一層高まっており、特に電力・通信・保険等のライフインフラ分野においては、利便性、価格競争力および環境配慮のすべてを備えたサービス提供が求められております。また、コールセンター、イベントブース、店舗、Web等の多様な販売チャネルを組み合わせた顧客接点の最適化が、事業成長の重要な要素となっております。

このような事業環境のもと、当社グループはソリューション事業において、個人及び法人顧客に対し、ライフインフラ関連サービス及びビジネス・プロセス・アウトソーシング（BPO）を展開し、顧客ニーズに応じた価値提供に取り組んでまいりました。販売活動においては、多様なチャネルを有効に活用するとともに、幅広い顧客基盤および営業リソースを活かした提案型営業を推進しております。

当社グループは、引き続き社会・経済環境の変化を注視し、安定的かつ持続的な成長を実現するとともに、企業価値の向上に努めてまいります。

以上の結果、当連結会計年度の売上収益は18,960百万円(前年同期比80.3%増)となり、営業利益208百万円(前年同期比12.3%減)、税引前利益101百万円(前年同期比43.5%減)、親会社の所有者に帰属する当期利益(前連結会計年度は親会社の所有者に帰属する当期損失149百万円)となりました。

なお、当社グループの報告セグメントは、従来「法人向け事業」と「個人向け事業」としておりましたが、事業領域に縛られることなく、当社グループの持つアセットを最大限に活用することで、本質的に当社グループ内の事業シナジーを最大化させていくフェーズであると判断し、2024年4月1日より「ソリューション事業」の単一セグメントに変更いたしました。

「ソリューション事業」の単一セグメントとなったため、セグメントごとの記載は省略しております。

- ② 設備投資の状況
当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。
なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。
- ③ 資金調達の状況
当連結会計年度において、金融機関より借入金として400百万円の調達を行いました。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分		第26期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	第1期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	第2期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	第3期 (当連結会計年度) (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
売 上 収 益	(百万円)	6,626	7,937	10,515	18,960
営 業 利 益	(百万円)	70	202	238	208
税 引 前 利 益	(百万円)	43	156	179	101
親会社の所有者に帰属する 当期利益又は 親会社の所有者に帰属する 当期損失(△)	(百万円)	△58	450	△149	42
基本的1株当たり当期利益又は 基本的1株当たり当期損失(△)	(円)	△0.65	4.95	△1.49	0.39
資 産 合 計	(百万円)	6,817	8,074	13,230	13,671
親会社の所有者に帰属する持分	(百万円)	2,435	3,579	4,881	4,926
1株当たり親会社の所有者に 帰属する持分	(円)	26.78	39.36	44.54	44.95

(注) 第26期の数値は、I N T株式会社の連結計算書類に係る数値を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分		第1期	第2期	第3期
		(2022年10月3日から 2023年3月31日まで)	(2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	(当事業年度 2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
営 業 収 益	(百万円)	142	359	397
経 常 利 益	(百万円)	20	34	34
当 期 純 利 益	(百万円)	7	16	10
1株当たり当期純利益	(円)	0.07	0.16	0.10
総 資 産 額	(百万円)	3,257	6,135	5,930
純 資 産 額	(百万円)	2,278	3,395	3,437
1株当たり純資産額	(円)	8.22	30.32	30.42

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式数により算出しております。また、1株当たり当期純利益の算定上の基礎のうち、A種優先株式は剰余金の配当について普通株式と同順位であるため、普通株式と同等の株式としております。なお、第2期の2024年1月31日付でA種優先株式の全部を取得及び消却いたしました。

(3) 企業集団の対処すべき課題

当社グループは、安定した収益の確保に向けて、既存事業の強化を行うことが重要であると認識しております。また、その他の課題につきましては、以下のとおりであります。

- ① 商品販売面においては、展開するサービスをグループ会社の垣根を越えて事業分野別に区分し、事業領域・責任体制を明確化することで、効率的かつ迅速な販売活動を行ってまいります。
- ② 商品力強化の面では、お客様のニーズを的確に把握したサービスの開発、継続的な改良が必要不可欠であります。そのため、中小企業や個人のお客様のニーズにあった商品の取り扱いを増加し、サービス品質向上に努めてまいります。
- ③ 営業力強化の面においては、従業員一人当たりの生産性向上を最重要課題として捉え、多種多様な商材を取り扱う上での知識やノウハウ習得を目的とした教育体制、管理体制の強化に努めてまいります。
- ④ 財務面においては、経営資源の効率的な運用を目指し、人員規模の適正化やその他コスト削減を行い、引き続き財務体質の強化を行ってまいります。
- ⑤ 資金調達面においては、従来のフロー型収益メインのビジネスモデルより、

安定した収益基盤構築のためにストック型収益モデルへの転換が重要な課題であると認識しており、当該ビジネスモデルの転換に伴う事業投資等の事業戦略上必要な資金を確保する必要があるため、より効率的な資金の調達、資金繰りの安定化に努めてまいります。

- ⑥ 情報セキュリティの面においては、情報保護の重要性がますます高まっていることに対応し、セキュリティの強化を行っております。
- ⑦ コーポレート・ガバナンスの面においては、当社グループの健全かつ継続的な成長を図るため全社を挙げてコンプライアンス・内部監査体制の一層の強化に取り組み、実効的なコーポレート・ガバナンス体制を確立してまいります。

(4) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

事業	事業内容等
ソリューション事業	中小法人に対するモバイルデバイスや新電力、OA機器等の各種商品の取次販売 個人消費者に対するウォーターサーバーや新電力等の各種商品の取次販売

(5) 主要な事業所 (2025年3月31日現在)

本社	東京都豊島区東池袋一丁目25番9号
営業所	東京(池袋)

(6) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団

従業員数	前期末比増減
606名	18名増

- (注) 1. 上記従業員数に臨時従業員、契約従業員及び嘱託従業員の数に含まれておりません。
2. 従業員の定年は、満65歳に達した月の末日としております。

② 当社

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
33名	1名増	35.4歳	3年0か月

- (注) 1. 平均勤続年数については従前のINT株式会社からの勤続年数を引き継いで計算しております。
2. 上記従業員数に臨時従業員、契約従業員及び嘱託従業員の数に含まれておりません。
3. 従業員の定年は、満65歳に達した月の末日としております。

(7) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,117百万円
株式会社りそな銀行	734百万円
株式会社三井住友銀行	381百万円
株式会社東京スター銀行	349百万円

(8) 重要な親会社及び子会社の状況 (2025年3月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
I N T 株式会社	100 百万円	100.00%	子会社の経営管理及びそれに附帯する事業
エフエルシープレミアム株式会社	100 百万円	100.00%	セールスプロモーション、ミネラルウォーター販売
L i n k l e t 株式会社	20 百万円	100.00% (100.00%)	デジタルマーケティング支援・メディア・ASP
株式会社 アイ・ステーション	47 百万円	100.00% (100.00%)	営業支援 BPO、法人・店舗向けソリューション支援
R e n x a 株式会社	50 百万円	100.00% (100.00%)	営業支援BPO、個人消費者向けライフソリューション支援
株式会社 Z I T T O	100 百万円	100.00% (100.00%)	電子書籍ストア、映画等オンラインレンタル

(注) 議決権比率の () 内は、当社の子会社が保有する議決権比率を内数で記載しております。

③ 特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
I N T 株式会社	東京都豊島区東池袋一丁目25番8号	2,261百万円	5,930百万円
エフエルシープレミアム株式会社	東京都豊島区東池袋一丁目25番9号	2,005百万円	5,930百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- | | | |
|--------------|------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 普通株式 | 343,018,800株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 普通株式 | 109,596,485株 |
| (3) 株主数 | | 7,584名 |

(4) 大株主の状況 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	普通株式	
株式会社プレミアムウォーターホールディングス	41,379,400株	37.76%
SBIイノベーションファンド1号	6,756,756株	6.17%
株会株式会社光通信	3,323,984株	3.03%
INEST従業員持株会	2,253,100株	2.06%
東京短資株式会社	2,102,500株	1.92%
株式会社SBI証券	1,976,400株	1.80%
小泉 まり	1,441,000株	1.31%
伊藤 圭二	1,422,700株	1.30%
前田 喜美子	1,233,400株	1.13%
松井証券株式会社	853,800株	0.78%

(注) 株式会社光通信が保有する普通株式については、対象株式の全部を第三者に対して信託し、信託している期間において対象株式について議決権を行使せず、本信託の受託者に対して対象株式に係る議決権行使の指図も行わない旨を書面にて合意しております。当該合意書の有効期間については、光通信が当社の株式を保有しなくなるまでと定められております。また、本信託の終了については両社による合意が必要な旨が定められております。2025年3月31日現在の株式会社光通信の保有する当社普通株式については、第三者に対する信託を一部解除したことによるものですが、当該合意書の有効期間であることから、議決権を行使しない旨確認しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2025年3月31日現在）

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
小泉 まり	代表取締役社長	株式会社プレミアムウォーターホールディングス 取締役
執行 健太郎	取締役副社長	
坂本 幸司	取締役副社長	
濱田 拓也	取締役管理本部長	
伊藤 賢治	取締役	
長野 成晃	取締役	株式会社プレミアムウォーターホールディングス 取締役CFO プレミアムウォーター株式会社 取締役 株式会社PWRリソース 代表取締役 プレミアムウォータープロダクツ株式会社 取締役 株式会社ラストワンマイル 取締役
近藤 武雄	取締役（常勤監査等委員）	
竹中 由重	取締役（監査等委員）	弁護士
嶋田 智也	取締役（監査等委員）	公認会計士、税理士
柴田 亮	取締役（監査等委員）	

- (注) 1. 監査等委員である近藤武雄氏、竹中由重氏及び嶋田智也氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員である嶋田智也氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査等委員である柴田亮氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、監査等委員である近藤武雄氏、竹中由重氏及び嶋田智也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社の監査等委員会は、経営会議その他重要な会議等への出席による情報収集と共有及び内部監査部門等との緊密な連携を通じて監査等委員会の監査・監督機能の実効性を確保するため、近藤武雄氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 当事業年度中に退任した取締役

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である社外取締役全員との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の定める額としております。

(4) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害等が当該保険契約により補填されます。当該保険契約の被保険者は当社取締役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(6) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下本号において同じ。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、当該決定方針は、(i)取締役の報酬が、経営責任の明確化及び企業価値の持続的な向上へのインセンティブとして機能するよう、株主利益との連動を念頭においた報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定は各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とすること、(ii)個人別の報酬等については、取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、当社の業績及び担当業務における各取締役の貢献及び実績に基づき、各取締役の役位及び職責ならびに当社の連結営業利益その他の会社の業績等を総合的に勘案して決定するものとし、(iii)取締役の個人別の報酬の額は取締役会において決定するものとし、監査等委員会の意見がある場合はその意見を踏まえて当該決定を行うこと、をその内容の概要としております。なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は当該決定方針の内容に即した検討に基づき決定されており、取締役会としては当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の報酬等の総額等

区 分	支給人員	報酬等の総額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	6名 （1名）	111百万円 （1百万円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 （3名）	8百万円 （8百万円）
合 計 （うち社外役員）	10名 （3名）	120百万円 （8百万円）

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 監査等委員でない取締役の報酬限度額は、2023年6月29日開催の当社第1回定時株主総会において年額200百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は4名です。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2023年6月29日開催の当社第1回定時株主総会において年額200百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名（うち社外取締役は3名）です。
4. 取締役の報酬等には該当しませんが、役員に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（2005年12月27日、企業会計基準第8号）等に準拠して株式報酬費用として計上しており、当事業年度中の費用計上額は、取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）5名に対して、19百万円となります。

(7) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

		主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 監査等 委員	近藤 武雄	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回全てに、また監査等委員会12回のうち12回全てに出席いたしました。取締役会では企業経営者としての豊富な知識や見識に基づく発言を行うとともに、取締役会以外の場においてもその幅広い見識に基づき業務執行やコーポレート・ガバナンスに対する助言、監督等に係る発言を行う等によりその職責を果たしました。
取締役 監査等 委員	竹中 由重	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回全てに、また監査等委員会12回のうち12回全てに出席いたしました。取締役会では法律専門家としての見識に基づく発言を行うとともに、取締役会以外の場においても弁護士としての専門的見地から業務執行に対する助言、監督等に係る発言を行う等によりその職責を果たしました。
取締役 監査等 委員	嶋田 智也	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回全てに、また監査等委員会12回のうち12回全てに出席いたしました。取締役会では公認会計士及び税理士としての見識に基づく発言を行うとともに、取締役会以外の場においても公認会計士及び税理士として専門的見地から業務執行に対する助言、監督等に係る発言を行う等によりその職責を果たしました。

(注) 上記の取締役会のほか、会社法第370条及び当社定款第25条第2項の規定に基づき取締役会決議があったものとみなす書面決議が7回ありました。

(注) 事業報告に記載の金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結財政状態計算書

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産)		(負債及び資本)	
(流動資産)		(負債)	
流動資産	4,770	流動負債	4,585
現金及び現金同等物	1,671	営業債務及びその他の債務	2,351
営業債権及びその他の債権	2,574	有利子負債	1,324
棚卸資産	199	リース負債	225
その他の金融資産	130	未払法人所得税	147
その他の流動資産	194	その他の流動負債	536
非流動資産	8,901	非流動負債	4,141
有形固定資産	229	有利子負債	1,526
使用権資産	2,596	リース負債	2,367
のれん	4,053	引当金	115
無形資産	1,151	繰延税金負債	131
持分法で会計処理されている投資	-		
その他の金融資産	708	負債合計	8,726
繰延税金資産	120	(資本)	
その他の非流動資産	40	親会社の所有者に帰属する持分合計	4,926
		資本金	100
		資本剰余金	3,387
		利益剰余金	1,439
		非支配持分	17
		資本合計	4,944
資産合計	13,671	負債及び資本合計	13,671

連 結 損 益 計 算 書

（ 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日 ）

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 収 益	18,960
売 上 原 価	2,790
売 上 総 利 益	16,169
そ の 他 の 収 益	32
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	15,990
そ の 他 の 費 用	3
営 業 利 益	208
金 融 収 益	0
金 融 費 用	108
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	0
税 引 前 利 益	101
法 人 所 得 税 費 用	77
当 期 利 益	23
当 期 利 益 の 帰 属	
親 会 社 の 所 有 者	42
非 支 配 持 分	△19

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	1,085	流 動 負 債	1,252
現金及び預金	621	短期借入金	250
営業未収入金	220	一年以内返済長期借入金	925
前払費用	41	未払金	46
関係会社短期貸付金	200	未払法人税等	18
その他	1	未払消費税等	4
		預り金	7
固 定 資 産	4,844	固 定 負 債	1,240
有形固定資産	21	長期借入金	1,240
建物	13		
工具器具備品	7		
無形固定資産	28	負 債 合 計	2,492
ソフトウェア	28	(純資産の部)	
投資その他の資産	4,794	株 主 資 本	3,333
関係会社株式	4,266	資 本 金	100
関係会社長期貸付金	460	資 本 剰 余 金	3,199
繰延税金資産	2	資 本 準 備 金	1,200
敷金及び保証金	33	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,999
長期前払費用	28	利 益 剰 余 金	34
その他	3	そ の 他 利 益 剰 余 金	34
		繰越利益剰余金	34
		新 株 予 約 権	104
		純 資 産 合 計	3,437
資 産 合 計	5,930	負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,930

損 益 計 算 書

（ 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日 ）

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		397
営 業 費 用		341
営 業 利 益		55
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	19	
そ の 他	0	20
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	36	
株 式 交 付 費	-	
支 払 手 数 料	5	42
経 常 利 益		34
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	-	-
税 引 前 当 期 純 利 益		34
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	24	
法 人 税 等 調 整 額	△1	23
当 期 純 利 益		10

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

I N E S T株式会社

取締役会 御中

普賢監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 佐藤 功 一

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 伊田 賢 司

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、I N E S T株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、I N E S T株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

INEST株式会社
取締役会 御中

普賢監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 佐 藤 功 一
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 伊 田 賢 司
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、INEST株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第3期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第3期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等から構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人普賢監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人普賢監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月26日

INEST株式会社 監査等委員会

常 勤 監 査 等 委 員	近 藤 武 雄	Ⓔ
監 査 等 委 員	竹 中 由 重	Ⓔ
監 査 等 委 員	嶋 田 智 也	Ⓔ
監 査 等 委 員	柴 田 亮	Ⓔ

(注) 監査等委員である近藤武雄、竹中由重及び嶋田智也は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 株式併合の件

1. 株式併合の理由

当社の発行済株式総数は、2025年3月31日現在、109,596,485株となっており、当社の事業規模から見て多い状態にあると考えております。また、当社の市場株価は2桁台で推移しており、比較的低位の水準にあります。このような状況下では、株価変動の最低単位である1円あたりの株価変動率が相対的に大きく、投機の対象として株価の不安定な動きを招きやすいため、株主の皆様にとっても無視できないものであり、当社における重要な課題と認識しております。

このような状況を鑑み、株式併合を実施することにより、株価の水準を適正に引き上げるとともに、発行済株式総数の削減を図るものであります。

なお、本株式併合は、上場廃止を企図するものではなく、当社は引き続き上場会社として事業運営を継続していく所存であります。

2. 併合の割合

当社普通株式について、15株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じて分配いたします。

3. 株式併合の効力発生日

2025年10月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

22,867,920株

5. その他

本議案に係る株式併合は、第2号議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

なお、その他手続上必要な事項につきましては、取締役会にご一任いただきたいと思います。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 第1号議案に係る株式併合による当社株式の発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。なお、本変更については、第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決されることを条件とし、株式併合の効力発生日である2025年10月1日をもってその効力が発生する旨の附則を設け、効力発生日経過後、削除するものといたします。

(2) 株主の皆様の株式売買における利便性を高めるため、会社法第194条に規定する単元未満株式の買増制度を導入いたしたく、単元未満株式についての権利の規定である現行定款第9条を変更するものであります。なお、本変更については、第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決されることを条件とし、株式併合の効力発生日である2025年10月1日をもって効力が発生する旨の附則を設け、効力発生日経過後、本附則を削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>343,018,800株</u>とする。</p> <p>第7条～第8条 (条文省略)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>第10条～第43条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>22,867,920株</u>とする。</p> <p>第7条～第8条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p><u>(4) 会社法第194条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>第10条～第43条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>第6条、第9条の変更は、2025年10月1日をもって、効力を生ずるものとする。なお、本附則は2025年10月1日経過後、これを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、機動的な経営戦略を実現できる体制整備の構築を図るべく、取締役（監査等委員である取締役を除く。）を1名減員し、5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案について、当社の監査等委員会より、取締役候補者5名について適任であると意見表明を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
1	コイズミ 小泉 まり (1985年5月16日)	2004年7月 ㈱エフエルシー 入社 2010年11月 エフエルシープロモーション(㈱) (現 エフエルシープレミアム(㈱)) 取締役 2014年7月 同社 代表取締役社長(現任) 2016年6月 ㈱プレミアムウォーターホールディングス 執行役員 2017年6月 同社 上級執行役員 2018年6月 同社 取締役(現任) 2024年1月 当社 代表取締役社長 (現任) (重要な兼職の状況) ㈱プレミアムウォーターホールディングス 取締役	1,441,000株
2	サカモト 坂本 幸司 (1982年6月26日)	2006年5月 ㈱ニュートン・フィナンシャル・コンサル ティング(現:㈱ナローピーク) 入社 2014年12月 ㈱保険見直し本舗 取締役 2015年4月 ㈱ニュートン・フィナンシャル・コンサル ティング(現:㈱ナローピーク) DM第2事 業本部 執行役員 2017年8月 同社 ニューチャネル事業本部 執行役員 2017年9月 ㈱Patch(現:Renxa(㈱))取締役 2018年4月 同社 代表取締役 (現任) 2020年6月 INEST(㈱)(現:INT(㈱))取締役副社長 2022年10月 当社 取締役副社長 (現任) 2024年12月 ㈱ZITTO 代表取締役(現任)	—
3	ハマダ 濱田 拓也 (1986年6月6日)	2009年4月 ㈱ニュートン・フィナンシャル・コンサル ティング(現:㈱ナローピーク) 入社 2010年12月 同社 管理本部業務管理部 課長 2017年6月 ㈱Patch(現:Renxa(㈱)) 管理本部 部長 2021年4月 INEST(㈱)(現:INT(㈱))管理本部経営企画部 部長 2022年4月 同社 管理本部経営企画部兼人事部 部長 2022年10月 当社 管理本部経営企画部兼人事部 部長 2023年4月 当社 管理本部長 2023年6月 INT(㈱) 取締役(現任) 2023年6月 当社 取締役管理本部長(現任)	111,933株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の 株式の数
4	イトウ ケンジ 伊 藤 賢 治 (1984年11月30日)	2006年11月 (株)NEXUS(現：(株)ジェイ・コミュニケーション) 入社 2013年3月 エフエルシーモバイル(株)(現：エフエルシープレミアム(株)) 取締役 2016年4月 エフエルシークリエイション(株)(現：エフエルシープレミアム(株)) 代表取締役 2017年10月 エフエルシープレミアム(株) 取締役副社長(現任) 2024年6月 当社 取締役(現任) 2024年12月 (株)ZITTO 取締役(現任)	33,000株
5	ナガノ ヒデアキ 長 野 成 晃 (1978年2月15日)	2003年4月 (株)光通信入社 2008年4月 同社 管理本部 財務部 副統括次長 2014年12月 (株)京王ズホールディングス 代表取締役 2015年10月 (株)プレミアムウォーターホールディングス 執行役員 管理本部長 2016年4月 (株)ウォーターダイレクト分割準備会社(現：プレミアムウォーター(株)) 代表取締役 2016年6月 (株)プレミアムウォーターホールディングス 代表取締役CFO 2017年6月 同社 代表取締役CDO 2017年6月 プレミアムウォーター(株) 取締役(現任) 2018年3月 (株)PWリソース 代表取締役(現任) 2019年4月 (株)プレミアムウォーターホールディングス 代表取締役CDO兼CFO兼CIO 2019年10月 アンドウォーター(株)(現：(株)ライフセレクト)代表取締役社長 2020年10月 (株)プレミアムウォーター(現：プレミアムウォータープロダクツ(株)) 代表取締役 2023年10月 (株)ラストワンマイル 執行役員(現任) 2023年10月 (株)DREAMBEER 取締役(現任) 2024年1月 当社 取締役(現任) 2024年6月 (株)プレミアムウォーターホールディングス 取締役CFO(現任) 2024年10月 プレミアムウォータープロダクツ(株) 取締役(現任) 2024年11月 (株)ラストワンマイル 取締役(現任) (重要な兼職の状況) (株)プレミアムウォーターホールディングス 取締役CFO プレミアムウォーター(株) 取締役 (株)PWリソース 代表取締役 プレミアムウォータープロダクツ(株) 取締役 (株)ラストワンマイル 取締役	—

- (注) 1.当社と各候補者との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
- 2.各候補者が所有する当社株式は、いずれも普通株式であります。
- 3.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害等が当該保険契約により補填されます。各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、任期途中に当該保険契約の同内容での更新を予定しております。
- 4.小泉まり氏及び長野成晃氏は、当社のその他の関係会社である株式会社プレミアムウォーターホールディングスの業務を執行しております。なお、株式会社プレミアムウォーターホールディングスにおける地位及び担当につきましては、「略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）」に記載のとおりであります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の 株式の数
1	コ ン ド ウ タ ケ オ 近 藤 武 雄 (1944年2月27日)	1962年3月 大蔵省 入省 1996年8月 旭信用金庫 入庫 2000年6月 同金庫 常勤理事・総務部長 2002年11月 銚子信用金庫 常勤理事・総務部長 2004年10月 同金庫 常勤理事・監査部長 2005年10月 ㈱インタア・ホールディングス 社外監査役 2018年2月 INEST(株)(現：INT(株)) 常勤監査役 2021年6月 同社 社外取締役常勤監査等委員 2022年10月 当社 社外取締役常勤監査等委員(現任)	—
2	タ ケ ナ カ ヨ シ ン グ 竹 中 由 重 (1980年7月31日)	2010年12月 弁護士登録(第63期) 馬車道法律事務所入所(現任) 2016年6月 INEST(株)(現：INT(株)) 社外監査役 2020年6月 同社 社外取締役 2021年6月 同社 社外取締役監査等委員 2022年10月 当社 社外取締役監査等委員(現任) 2023年7月 ㈱ザッパラス 社外取締役監査等委員(現任) 2024年6月 シナネンホールディングス(株) 社外取締役監査等委員(現任)	—
3	シ マ ダ ト モ ヤ 嶋 田 智 也 (1988年4月19日)	2013年2月 有限責任監査法人トーマツ 入社 2016年7月 公認会計士登録 2019年1月 嶋田智也公認会計士事務所 設立 ㈱イッセキアドバイザリー 代表パートナー(現任) 2019年2月 税理士登録 嶋田智也税理士事務所 開設 2020年3月 税理士法人Itseki 代表パートナー(現任) 2023年6月 当社 社外取締役監査等委員(現任)	—

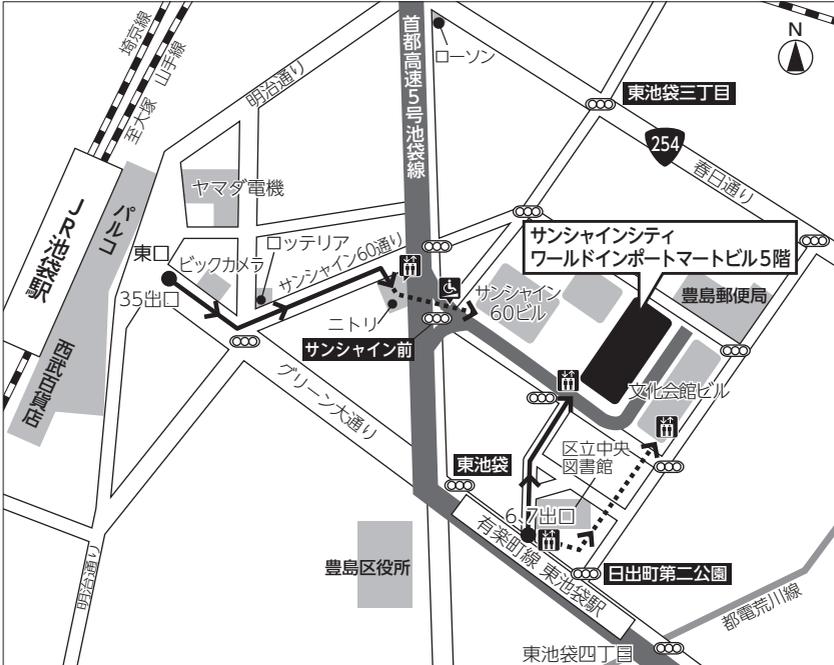
4	シバタ リョウ 柴田 亮 (1988年4月26日)	2014年4月 (株)光通信 入社 2019年2月 (株)アクトコール 取締役監査等委員 2020年4月 (株)光通信 財務本部財務企画部長 2021年4月 (株)シック・ホールディングス 取締役監査等委員 2021年4月 (株)コア・コンサルティング・グループ 取締役(現任) 2021年6月 (株)DREAMBEER 監査役(現任) 2021年6月 INT(株) 取締役監査等委員 2022年6月 (株)シック・ホールディングス 監査役(現任) 2022年10月 当社 取締役監査等委員(現任) 2023年7月 (株)ザッパラス 社外取締役監査等委員(現任) 2024年4月 (株)光通信 執行役員財務企画部長 兼 M&A本部財務担当 2025年1月 (株)FUJI PREMIUM BREWING 監査役(現任) 2025年4月 (株)光通信 財務企画部長 兼 M&A本部財務担当(現任)	20,000株
---	---------------------------------	---	---------

- (注) 1.当社と各候補者との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
- 2.当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、近藤武雄氏、竹中由重氏、嶋田智也氏及び柴田亮氏との間で監査等委員である取締役としての会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約をそれぞれ締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。なお、本議案において、各氏が再任された場合、当社は各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
- 3.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害等が当該保険契約により補填されます。各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、任期途中に当該保険契約の同内容での更新を予定しております。
- 4.取締役近藤武雄氏、竹中由重氏及び嶋田智也氏の3名は、社外取締役候補者であります。
- 5.近藤武雄氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が豊富な企業経営等に係る経験と見識を有しており、当社の経営に有益な助言等をいただけるものと判断したためであります。同氏には、その豊富な経験と見識に基づく助言等により経営監督機能を担う役割を期待しております。
- 6.竹中由重氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が弁護士としての経験と専門知識を有しており、当社の経営に有益な助言等をいただけるものと判断したためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で経営に関与した経験はありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。同氏には、その法律専門家としての見識に基づく助言等により経営監督機能を担う役割を期待しております。
- 7.嶋田智也氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が公認会計士及び税理士として企業の会計監査に従事され、財務・会計に関する高度な専門知識と幅広い実務経験を有しており、当社の経営に有益な助言等をいただけるものと判断したためであります。同氏には、当社の事業活動の公平・公正な決定及び経営の健全性確保に貢献されることを期待しております。
- 8.柴田亮氏を取締役候補者とした理由は、同氏が長年にわたる企業における財務部門に関する豊富な経験や専門的知識を有しており、同氏の知見を持株会社の経営に有益な助言をいただけるものと判断したためであります。
- 9.近藤武雄氏、竹中由重氏及び嶋田智也氏の当社監査等委員である社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって2年8ヶ月となります。
- 10.近藤武雄氏及び竹中由重氏は過去に当社の子会社であるINT株式会社の社外監査役及び監査等委員である取締役であったことがあり、柴田亮氏は当社の子会社であるINT株式会社の監査等委員である取締役であったことがあります。
- 11.当社は、近藤武雄氏、竹中由重氏及び嶋田智也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。なお、各氏の選任が承認された場合、引き続き各氏を独立役員として届け出る予定です。

以上

株主総会会場案内図

会場 東京都豊島区東池袋三丁目1番3号
サンシャインシティ ワールドインポートマートビル5階
コンファレンスルーム「Room 6」



本株主総会におけるお土産等のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

[会場への交通機関]

J R 線・

東武東上線・西武池袋線・

東京メトロ丸ノ内線・

有楽町線・副都心線

東京メトロ有楽町線

池袋駅 東口 (35番出口) 徒歩15分

東池袋駅 6・7番出口 徒歩10分

◎会場へのお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

**第3回定時株主総会招集ご通知
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)**

1. 事業報告の以下の事項

- ・「4. 新株予約権等に関する事項」
- ・「5. 会計監査人の状況」
- ・「6. 会社の体制及び方針」

2. 連結計算書類の以下の事項

- ・「連結持分変動計算書」
- ・「連結注記表」

3. 計算書類の以下の事項

- ・「株主資本等変動計算書」
- ・「個別注記表」

以 上

4. 新株予約権等に関する事項(2025年3月31日現在)

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

第1回新株予約権

発行決議日	2020年8月24日(INTの本新株予約権発行決議日)
割当日	2020年9月16日
新株予約権の数	12,110個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 1,211,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個あたり120円
行使価格	1株あたり73円
権利行使期間	2023年7月1日から2027年6月30日まで
新株予約権の行使の条件	(注)
役員の保有状況	12,110個(3名)
うち取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	12,110個(3名)
うち社外取締役(監査等委員を除く)	—
うち取締役(監査等委員)	—

(注)新株予約権の行使の条件

1. 本新株予約権者は、2021年3月期から2023年3月期までの各連結会計年度に係る当社の連結損益計算書に基づく償却前営業利益(連結損益計算書上の営業利益に有形固定資産に対する減価償却費及び無形固定資産に対する償却費を加算して算出される額とする。以下同じ。)が、それぞれ以下の額を全て超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。
2021年3月期 150百万円
2022年3月期 200百万円
2023年3月期 250百万円
2. 2021年3月期から2023年3月期までの各連結会計年度に係る当社の連結損益計算書に基づく償却前営業利益に関し、いずれかの連結会計年度において、前項記載の償却前営業利益に関し、いずれかの連結会計年度において、前項記載の償却前営業利益の目標数値を下回った場合、当該連結会計年度に係る有価証券報告書を当社が金融商品取引法に基づき提出した日をもって、本新株予約権は消滅する。
3. 上記1及び2に関し、国際財務報告基準の適用等により、参照すべき営業利益等の概念に重要な変更があった場合には、上記指標に相当する別途参照すべきものを取締役会にて合理的に定めるものとする。
4. 本新株予約権者は、権利行使時において当社若しくは当社子会社の取締役又は従業員としての地位を保有していることを要する。但し、以下のいずれかに該当する場合その他相当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。
(1)本新株予約権者が当社子会社の監査役に就任した場合

- (2)本新株予約権者が会社都合により当社若しくは当社子会社の取締役又は従業員の地位を喪失した場合(但し、本新株予約権者が懲戒解雇若しくは解任された場合及び下記5に記載の場合に該当する場合を除く。)
5. 本新株予約権者が著しい非違行為を行った場合、重大な職務違反行為を行った場合又は当社と競業関係にある会社・組織等の取締役、監査役、執行役員、従業員、顧問、相談役若しくはコンサルタントに就任若しくは就職した場合(当社の事前の書面による承諾を得た場合を除く。)であって、本新株予約権に本新株予約権の行使を認めることが相当ではないと当社が合理的に判断したときは、当社は当社よりかかる通知を受けた新株予約権者は、本新株予約権を行使することができなくなるものとする。
6. その他の条件については、取締役会決議に基づき、本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

第3回新株予約権

発行決議日	2023年11月15日
割当日	2023年12月8日
新株予約権の数	27,285個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 2,728,500株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり100円
行使価格	1株あたり58円
権利行使期間	2029年4月1日から2033年3月31日まで
新株予約権の行使の条件	(注)
役員の保有状況	13,641個(4名)
うち取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	13,641個(4名)
うち社外取締役(監査等委員を除く)	—
うち取締役(監査等委員)	—

(注)新株予約権の行使の条件

1. 本新株予約権者は、2029年3月期の連結会計年度に係る当社の連結損益計算書に基づく償却前営業利益(連結損益計算書上の営業利益に有形固定資産に対する減価償却費及び無形固定資産に対する償却費を加算して算出される額とする。以下同じ。)が、以下の額を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。
2029年3月期 1,300百万円
2. 2029年3月期の連結会計年度に係る当社の連結損益計算書に基づく償却前営業利益に関し、連結会計年度において、前項記載の償却前営業利益の目標数値を下回った場合、当該連結会計年度に係る有価証券報告書を当社が金融商品取引法に基づき提出した日をもって、本新株予約権は消滅する。
3. 上記1及び2に関し、国際財務報告基準の適用等により、参照すべき営業利益等の概念に重要な変更があった場合には、上記指標に相当する指標で別途参照すべきものを取締役会にて合理的に定めるものとする。
4. 本新株予約権者は、権利行使時において当社若しくは当社子会社の取締役又は従業員の

地位を保有していることを要する。但し、以下のいずれかに該当する場合その他相当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。

- (1) 本新株予約権者が当社又は当社子会社の監査役に就任した場合
- (2) 本新株予約権者が会社都合により当社若しくは当社子会社の取締役又は従業員としての地位を喪失した場合(但し、本新株予約権者が懲戒解雇若しくは解任された場合及び下記5に記載の場合に該当する場合を除く。)
5. 本新株予約権者が著しい非違行為を行った場合、重大な職務違反行為を行った場合又は当社と競業関係にある会社・組織等の取締役、監査役、執行役、執行役員、従業員、顧問、相談役若しくはコンサルタントに就任若しくは就職した場合(当社の事前の書面による承諾を得た場合を除く。)であって、本新株予約権者に本新株予約権の行使を認めることが相当でないと当社が合理的に判断したときは、当社は本新株予約権者に対してかかる場合に該当する事由が発生したことを通知するものとし、当社よりかかる通知を受けた本新株予約権者は、本新株予約権を行使することができなくなるものとする。
6. その他条件については、取締役会決議に基づき、本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当ございません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

普賢監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬 55百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、相当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制と運用状況

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - (イ) 当社は当社グループ全体の内部統制、リスク管理及びコンプライアンスに関する方針等は、当社グループ全体のリスク管理を統括するリスク管理委員会で審議された上、取締役会の決議を経て制定又は改廃されるものとしします。
 - (ロ) 代表取締役社長は、管理本部長をコンプライアンス管理の総括責任者として任命し、コンプライアンス部門を設置させるものとしします。コンプライアンス部門は、リスク管理委員会と連携の上、コンプライアンス体制に係る規程を制定し、取締役及び全従業員が法令・定款・社内規程及びその他これに準ずる基本方針等を遵守した行動をとるための行動規範を定めるものとしします。
 - (ハ) 当社及び当社グループにおいて万が一、コンプライアンス違反の被疑事案が発生した場合は、当社及び子会社ごとに賞罰委員会にて必要な関係者を招集し、当該違反被疑事案の概要、経緯及び対応について審議するものとし、その結果、コンプライアンス違反事項が確認された場合は、適切な措置を講じるとともに、再発防止策を策定し、速やかに実施するものとしします。
 - (ニ) 当社及び当社グループにおいてコンプライアンス違反の被疑事案が発生した場合は、業務上の報告経路の他、従業員が直接情報提供を行う窓口（内部通報窓口）を活用し、事態の迅速な把握と是正に努めるものとしします。
 - (ホ) 内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査し、これらの活動は定期的にコンプライアンス管理の総括責任者及び代表取締役に報告するものとしします。
 - (ヘ) 取締役会は、法令、定款、株主総会決議及び当社の「取締役会規程」等にしがたい、経営上の最重要事項に関する意思決定を行うとともに、これに準ずる経営上の重要情報の報告を受けるものとしします。
 - (ト) 取締役会は、内部統制システム構築の基本方針を決定し、取締役が適切に内部統制システムの構築及び運用を行い、当該方針にしたがって職務執行していることを監督するものとしします。
 - (チ) 取締役は、他の取締役及び使用人の法令又は定款に違反する行為を発見した場合、直ちに監査等委員会及び取締役会に報告するものとしします。

- ② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
- (イ) 当社は、管理本部長を取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理の統括責任者とします。
 - (ロ) 当社の取締役の職務の執行に係る情報は、極力書面又は電磁的記録（以下「書面等」という。）に記載又は記録（以下「記載等」という。）することにより、保存するものとします。
 - (ハ) 前項に規定する書面等の保管は次の方針によるものとします。
 - a. 当社取締役会における当社の取締役の職務執行に係る書面等
当社は、取締役会付議議案について原則として提出責任取締役を明確にするものとします。また、取締役会議事録及び取締役会の決議の省略に係る意思表示を記載等した書面等を、議案の検討のために取締役に配布された資料とともに、事務局担当部署において最低10年間備え置くものとします。
 - b. その他の職務における取締役の職務執行に係る書面等
当社は、取締役が出席者と定められている定例会議の議事録及び取締役が決裁者となり又はその意見を記載等した書面等を、「文書管理規定」及び「その他関連規程等」に基づき管理するものとします。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (イ) リスク管理委員会は、当社のコンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクを洗い出し、リスクマップを作成し、組織横断的なリスク状況の監督並びに全社的対応方針を決定するものとします。また、新たに生じたリスクについては速やかにその担当部署を定めるものとします。
 - (ロ) 各部署の責任者は、当該方針に従い、各部門の所管業務に付随するリスク管理を行うものとします。
 - (ハ) 内部監査室は各部署のリスク管理の状況を監査し、取締役会に報告の上、代表取締役がリスク管理委員会及び各部署の責任者へ改善を指示するものとします。
 - (ニ) リスクに関する情報は迅速かつ正確に、リスク管理委員会及び関係部署に報告されるようにするものとします。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (イ) 当社は、以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図るものとします。
- ・職務権限・意思決定ルールの策定及び見直し
 - ・取締役及び事業本部長を構成員とする経営会議の実施
 - ・予算管理規程に基づく中長期計画の策定、事業部門ごとの業績目標と予算の設定及び月次・四半期業績管理の実施
 - ・経営会議及び取締役会による月次もしくは四半期ごとの業績のレビューと改善策の実施
 - ・財務情報以外の重要指数やKPIを定めた経営指標の四半期ごとの管理の実施
- (ロ) 当社は、取締役会の機動的な開催と活発な審議を可能とするため、取締役の員数の適正レベルを維持するとともに、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期を1年として適格性に対する見直しの頻度を高めるものとします。
- (ハ) 当社は、取締役の職務と業務執行とを理念的に峻別し、業務執行の決定と業務執行に対する監督を中心とする会社法所定の取締役会権限を意識して取締役会の運営を行うものとします。
- ⑤ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (イ) 当社は、子会社における業務の適正を確保するため、子会社のセグメント別の事業ごとに子会社、それぞれの責任を負う担当取締役又は担当部署及び担当責任者を設置して責任体制を明確化するとともに、取締役、関係部署及び責任者が連携して、子会社における職務執行及び事業状況、リスク事項等に係る情報共有を図り、子会社におけるコンプライアンス体制、リスク管理体制を構築するものとします。
- (ロ) 当社の内部監査部門は、子会社の業務全般に関する監査を実施し、検証及び助言等を行うものとします。
- (ハ) 当社は、子会社の経営上の重要事項について当社における承認及び当社に対する報告等を定め当該事項につき承認及び報告を義務づけ、その執行状況をモニタリングするものとします。また、セグメント別の事業ごとに設置された担当取締役又は担当部署及び担当責任者を通じて、子会社の事業の状況に関する定期的な報告を受けるとともに、重要事項についての事前協議を行うものとします。また、特に重要な子会社に対しては、当社の取締役又は使用人を当該子会社の取締役として派遣するものとします。

- (二) 当社は、当社グループ全体のリスク管理の方針を危機管理規程において定めるとともに、リスク管理委員会にて当社グループ各社におけるリスク管理について、総括的に監督を行い管理するものとします。なお、リスク管理委員会は、子会社におけるリスク管理状況に関する監督結果を、定期的にコンプライアンス管理の総括責任者及び代表取締役等に報告するものとします。
- (ホ) 当社は、子会社の経営に重大な影響を与える事態を把握した場合には、コンプライアンス管理の総括責任者及び代表取締役を長とする対策委員会を設置し、外部専門家とも連携し、適時適切に対応することにより、子会社の損害の拡大の防止に努めるものとします。
- (ハ) 当社は、子会社の機関設計及び業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置付け等を勘案の上、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう、監督するものとします。
- (ト) 当社は、当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、当社グループの基本的な経営方針を定めるとともに、連結ベースでの経営指標及び業績管理指標を導入し、当社グループ全体で効率的な業績管理を行うものとします。
- (チ) 当社は、子会社における意思決定について、子会社の取締役会規程、職務権限規程その他の各種規程に基づき、子会社における業務執行者の権限と責任を明らかにさせ、組織的かつ効率的な業務執行が行われるよう、必要に応じて指導を行うものとします。
- (リ) 当社は、当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、リスク管理委員会の統括のもとに、各子会社の内部統制システム構築及び運用の指導並びに当社グループの内部統制に関する調整連絡を行い、当社グループとしての内部統制を行うものとします。また、子会社の役員及び従業員に対し、当社及び子会社に共通して適用されるコンプライアンスに係る規程又は方針を策定し、法令・定款・社内規程及びその他これに準ずる基本方針等を遵守した行動をとるための行動規範を浸透させるものとします。当社は、当社の内部監査室を通じて、定期的の子会社に対する内部監査を実施し、内部監査室に、その結果をコンプライアンス管理の総括責任者及び取締役会に報告させることにより、子会社における法令・定款違反を未然に防止するとともに、発見された問題への対策を適時適切に講じるものとします。

- ⑥ 監査等補助人の設置並びに監査等補助人の独立性及び監査等委員会の監査等補助人への指示の実効性の確保
- (イ) 当社は、監査等委員会から要請があった場合、必要な員数及び求められる資質について監査等委員会と協議の上、監査等委員会の職務を補助する従業員(以下「監査等補助人」といいます。)を配置するものとします。
- (ロ) 監査等補助人の任命・解任・人事異動・人事評価・懲戒処分に関しては、あらかじめ監査等委員会の同意を得て、取締役会にて決定するものとします。
- (ハ) 監査等補助人は、他の職務の兼任を妨げられないものとします。ただし、監査等委員会から兼任する職務内容を変更するよう請求があった場合には、合理的な理由がない限り、当社は、当該監査等補助人の兼任職務内容を変更するものとします。なお、監査等補助人は、監査等委員会の職務の補助業務に関しては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を強化するとともに監査等委員会の当該監査等補助人に対する指示の実効性を確保するため、監査等委員会の指揮命令下で業務を行い、監査等委員会以外からの指揮命令は受けないものとします。
- (ニ) 取締役及び従業員は、監査等委員会の要請により、以下の措置を講じるほか、監査等補助人の業務が円滑に行われるよう監査環境の整備に協力するものとします。
- ・ 監査等補助人が、監査等委員会に同行し、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保すること。
 - ・ 監査等補助人が、監査等委員会に同行し、代表取締役、業務執行取締役や会計監査人との意見交換の場に参加すること。
- ⑦ 取締役及び使用人並びに子会社の役員及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- (イ) 取締役及び従業員は、次に定める事項を監査等委員会に報告するものとします。
- ・ 会社に著しい影響を及ぼすおそれのある事項
 - ・ 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - ・ 重大な法令定款違反
- (ロ) 子会社の取締役、監査役及び従業員が、子会社に関する前号に定める事項を発見した場合は、当該子会社の取締役もしくは監査役を介して、又は直接に、当社の担当部署に報告を行うものとし、当該報告を受けた者は、速やかに、報告された事実、並びに当局検査・外部監査が発生した場合はその結果を当社の監査等委員会に報告することとします。なお、当社は、これらに係る必要な体制の整備を行うものとします。

- (ハ) 当社の取締役及び従業員並びに子会社の取締役、監査役及び従業員は、法令及び社内規程に定められた事項のほか、当社の監査等委員会から報告を求められた事項について、速やかに当社の監査等委員会に報告するものとします。
 - (ニ) 前号（ハ）に係る報告をした者が、当該報告を理由として、人事上その他一切の点で当社から不利益な取扱いを受けることがないようにするものとし、その旨を当社グループにおいて周知徹底するものとします。
 - (ホ) 前号に伴い、監査等委員会は、取締役もしくは従業員又は子会社の取締役、監査役もしくは従業員から得た情報について、第三者に対する報告義務を負わないものとするとともに、監査等委員会は、報告をした使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができるものとします。
- ⑧ 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査等委員の職務の執行上必要と認める費用について、監査等委員会からの提案に基づき、あらかじめ予算を確保するものとします。また、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じるものとします。
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (イ) 監査の実効性を確保するため、取締役及び従業員並びに子会社の取締役、監査役及び従業員は、当社の監査等委員会がその職務を執行するために必要とする報告を求めたときは、その職務の執行に関する事項の説明を行うものとします。
 - (ロ) 当社は、監査等委員会が要請した場合、監査等委員会が代表取締役・業務執行取締役や会計監査人と意見交換をする場を設けるものとします。
 - (ハ) 当社は、監査等委員会が要請した場合、監査等委員会が代表取締役・業務執行取締役や会計監査人と意見交換をする場を設けるものとします。
 - (二) 内部監査室は、監査等委員会と定期的に内部監査結果について協議及び意見交換をするなどし、情報交換及び緊密な連携を図るものとします。
 - (ホ) 当社は、社外取締役として、弁護士、公認会計士、税理士その他外部専門家を選任するよう努めるものとし、また、監査等委員会の合理的な要請により、当社の費用負担により、独自のアドバイザーとして、弁護士、公認会計士その他外部専門家の助言を受けることができるような体制を

整えるものとします。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (イ) 当社及び当社グループの財務報告の信頼性を確保し、当社による金融商品取引法に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、当社代表取締役社長の指揮の下、適切な内部統制を整備し、運用する体制を構築し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及びその他関係法令等との適合性を確保するものとします。
- (ロ) 内部監査室は、監査等委員会・会計監査人と連携・協力のうえ、内部統制システムの整備・運用状況を監視し、検証するものとします。

⑪ 反社会的勢力の排除に関する基本的事項

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢・毅然とした態度で対応するものとし、当社が定める反社会的勢力排除規程に則り、反社会的勢力との関係遮断に取り組むものとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 当事業年度における主な会議の開催状況として、取締役会は14回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために当社と利害関係を有しない社外取締役が参加いたしました。その他に監査等委員会を12回開催し取締役の職務執行の監査等を行いました。
- ② 監査等委員は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役及びその他の取締役、内部監査部門、会計監査人との間で意見交換を行い、連携を図っております。
- ③ 内部監査部門は、以下のとおり業務の適正を確保するための活動を行っております。
 - (イ) 内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査のモニタリングを実施いたしました。
 - (ロ) 当社子会社における業務リスクを意識したモニタリングを実施し、また社内稟議のモニタリングの強化を図る等により、子会社の統制の有効性を高めてまいりました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しております。

しかしながら、業績及び財務状況等を勘案いたしました結果、誠に遺憾ながら当期末の配当につきましては、見送りとさせていただきます。

当社は、成長中の企業であり更なる高成長をするための投資及び財務体質の強化を行い、企業価値を高めることが株主の利益につながると考えております。

今後は、経営成績に応じた利益配分を行うことを基本方針として、将来の事業展開と企業体質強化のための内部留保の確保を図りつつ、業績及び配当性向等を総合的に勘案して決定する所存であります。

(注) 事業報告に記載の金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結持分変動計算書

（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分				合計	非支配持分	資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他の 資本の構成 要素			
2024年4月1日	100	3,356	1,425	-	4,881	36	4,918
当期包括利益							
当期利益（△損失）	-	-	42	-	42	△19	23
その他の包括利益	-	-	-	△28	△28	-	△28
当期包括利益合計	-	-	42	△28	13	△19	△5
所有者との取引額等							
株式報酬取引	-	31	-	-	31	-	31
利益剰余金への振替	-	-	△28	28	-	-	-
所有者との取引額等合計	-	31	△28	28	31	-	31
2025年3月31日	100	3,387	1,439	-	4,926	17	4,944

連結注記表

1 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準(以下「IFRS」という。)に準拠して作成しています。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しています。

(2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	7社
連結子会社の名称	INT株式会社 株式会社アイ・ステーション Renxa株式会社 Linklet株式会社 株式会社Gloria 株式会社ZITTO エフエルシープレミアム株式会社

株式会社どうぶつでんき及び株式会社ジョインアップは、株式会社アイ・ステーションを存続会社とする吸収合併により消滅しております。

(3) 持分法の適用に関する事項

株式会社メディカ・ソリューションズは保有株式を売却したため、持分法の適用範囲から除外しております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 企業結合

企業結合は支配獲得日に、取得法によって会計処理しております。

取得にあたり支出した対価は、当社グループが移転した資産、当社グループが引き受けた被取得企業の旧所有者の負債及び支配獲得日における当社グループが発行した資本性金融商品の公正価値の合計として測定しております。取得関連費用は発生時に連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に計上しております。

支配獲得日において、取得した識別可能な資産及び引き受けた負債は、

以下を除き、支配獲得日における公正価値で認識しております。

- ・繰延税金資産又は繰延税金負債及び従業員給付に係る資産又は負債は、それぞれIAS第12号「法人所得税」及びIAS第19号「従業員給付」に従って認識し、測定しております。

- ・被取得企業が借手であるリースについて、IFRS第16号に従って識別し、残存リース料の現在価値でリース負債を測定しております。また、使用権資産は、リース負債と同額で測定しますが、市場条件と比較した場合の有利又は不利な条件については、調整します。

のれんは、取得対価と被取得企業の非支配持分の金額の合計が、支配獲得日における識別可能な資産及び負債の正味価額を上回る場合にその超過額として測定しております。この差額が負の金額である場合には、直ちに純損益で認識しております。

企業結合の当初の会計処理が期末日までに完了しない場合、当社グループは完了していない項目については暫定的な金額で報告しております。その後、新たに入手した支配獲得日時点に存在していた事実と状況について、支配獲得日時点に把握していたとしたら企業結合処理の認識金額に影響を与えていたと判断される場合、測定期間の修正として、支配獲得日に認識した暫定的な金額を遡及的に修正いたします。測定期間は支配獲得日から最長で1年間としております。

支配を喪失しない子会社に対する当社グループの所有持分の変動は、資本取引として会計処理しております。支配を喪失した場合には、支配の喪失から生じた利得及び損失は純損益で認識しております。

② 金融商品

(イ) 金融資産

a. 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、純損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産または償却原価で測定する金融資産に分類しております。

当社グループは、金融資産に関する契約の当事者となった取引日に当該金融商品を認識しております。

全ての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で当初測定しております。また、重大な金融要素を含まない営業債権は、取引価格で当初測定しております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、金融資産が保有されている。

・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。公正価値で測定する資本性金融商品については、当初認識時において個々の資本性金融商品ごとに、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に取消不能の指定をしております。

b. 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(i) 償却原価により測定する金融資産

償却原価により測定する金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。なお、利息収益、為替差損益、減損及び認識の中止時の利得又は損失は純損益に認識いたします。

(ii) 公正価値により測定する金融資産

公正価値により測定する金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しております。

ただし、資本性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識し、その累計額はその他の包括利益累計額に認識後、直ちに利益剰余金に振り替えております。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として純損益として認識しております。

c. 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんど全てを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識いたします。

なお、連結財政状態計算書上で認識された資産を譲渡するものの、譲渡資産又は譲渡資産の一部に係るリスクと経済価値の全て、またはほとんど全てを保持する取引を締結した場合には、譲渡資産の認識の中止は行っておりません。

d. 金融資産の減損

償却原価により測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。

契約上の支払の期日経過が30日超である場合には、原則として信用リスクの著しい増大があったものとしておりますが、信用リスクが著しく増加しているか否かの評価を行う際には、期日経過情報のほか、当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報を考慮しております。

なお、金融資産に係る信用リスクが期末日現在で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと評価しております。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

予想信用損失は、契約に従って当社グループに支払われるべき全ての契約上のキャッシュ・フローと、当社グループが受け取る見込んでいる全てのキャッシュ・フローとの差額の現在価値として測定しております。

当社グループは、金融資産の予想信用損失を、以下のものを反映する方法で見積もっております。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値
- ・過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力をかけずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

著しい景気変動等の影響を受ける場合には、上記により測定された予想信用損失に、必要な調整を行うこととしております。

当社グループは、期日経過が90日以上となる場合など金融資産の全体又は一部分について回収できず、又は回収が極めて困難であると判断された場合には、債務不履行とみなしております。金融資産が信用減損している証拠がある金融資産については、総額での帳簿価額から貸倒引当金を控除

した純額に実効金利を乗じて利息収益を測定しております。

当社グループは、ある金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しております。貸倒引当金を減額する事象が生じた場合は、貸倒引当金戻入額を純損益で認識しております。

(ロ) デリバティブ以外の金融負債

a. 当初認識及び測定

当社グループは、金融負債について、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債と償却原価で測定する金融負債のいずれかに分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、発行した負債証券を、その発行日に当初認識しております。また、当該負債証券以外のその他の金融負債は、全て、当該金融商品の契約の当事者になる取引日に当初認識しております。

すべての金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、償却原価で測定する金融負債については、直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しております。

b. 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(i) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債は、売買目的保有の金融負債であり、当初認識後公正価値で測定し、その変動については当期の純損益として認識しております。

(ii) 償却原価で測定する金融負債

償却原価で測定する金融負債については、当初認識後実効金利法による償却原価で測定しております。

実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失については、金融費用の一部として当期の純損益として認識しております。

c. 金融負債の認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中の特定された債務が免責、取消し、又は失効となった時に、金融負債の認識を中止しております。

(ハ) デリバティブ

デリバティブは、デリバティブ契約が締結された日の公正価値で当初認識され、当初認識後は各連結会計年度末日の公正価値で再測定しております。

なお、デリバティブについて、ヘッジ会計の適用となるものはありません。

③ 棚卸資産

棚卸資産は、原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定しております。棚卸資産は、主に商品から構成され、原価は、購入原価並びに現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他の全ての原価を含めております。原価は、主として総平均法を用いて算定しております。

正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積販売価格から、販売に要する見積費用を控除して算定しております。

④ 有形固定資産（使用権資産を除く）

有形固定資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で計上しております。取得原価には、当該資産の取得に直接付随するコスト、解体・除去及び設置場所の原状回復コストの当初見積額を含めております。減価償却費は、償却可能額を各構成要素の見積耐用年数にわたって、主として定額法により算定しております。

償却可能額は、資産の取得原価から残存価額を差し引いて算出しております。

主要な有形固定資産項目ごとの見積耐用年数は、以下のとおりであります。

建物附属設備 8～15年

工具、器具及び備品 2～10年

資産の減価償却方法、見積耐用年数及び残存価額は各年度末に見直し、変更がある場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

⑤ のれん

当初認識時におけるのれんの測定は「連結注記表1.(5) ① 企業結合」に記載しております。

のれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した金額で測定しております。のれんは償却を行わず、配分した資金生成単位又は資金生成単位グループに減損の兆候がある場合及び減損の兆候の有無に関わらず各年度の一定時期に減損テストを実施しております。減損については「連結注記表1.(5) ⑧ 非金融資産の減損」に記載しております。

⑥ 無形資産（使用権資産を除く）

無形資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で計上しております。個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。

企業結合で取得した無形資産の取得原価は、取得日現在の公正価値で測定しております。

耐用年数を確定できる無形資産は、当該資産の耐用年数にわたり定額法により償却しております。償却は、当該資産が使用可能となった時点に開始しております。主な無形資産の耐用年数は、以下のとおりです。

ソフトウェア 5年

顧客基盤 7年

耐用年数を確定できる無形資産の耐用年数及び償却方法は連結会計年度末日ごとに見直しを行い、必要に応じて改定しております。

耐用年数を確定できない無形資産については、償却は行わず、每期又は減損の兆候が存在する場合にはその都度減損テストを実施しております。商標権は企業結合時に取得したものであり、事業が継続する限り基本的に存続するため、耐用年数を確定できないと判断しております。

⑦ リース

(借手側)

当社グループは、契約締結時に、契約が特定された原資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか、またはリースを含んでいると判断しております。

契約がリースであるか、またはリースを含んでいると判断した場合、リース開始日において、使用権資産及びリース負債を認識しております。

リース負債は、リース開始日現在の残存リース料をリースの計算利率を用いて割り引いた現在価値で当初認識しております。リースの計算利率が容易に算定できない場合には、当社グループの追加借入利率を用いており、一般的に当社グループは追加借入利率を割引率として使用しております。リース負債は、リース負債に係る金利を反映するように帳簿価額を増額し、支払われたリース料を反映するように帳簿価額を減額することにより事後測定しております。使用権資産は取得原価で当初測定しており、取得原価は、リース負債の当初測定金額、当初直接コスト、原資産の解体及び除去、原状回復コストの当初見積額等で構成されております。使用権資産の認識後の測定は原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

使用権資産は、リース期間または使用権資産の耐用年数のいずれか短い方の期間にわたり定額法により減価償却を行っております。また、無形資産に係るリース、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用権資産及びリース負債を認識せず、リース料総額をリース期間にわたって、定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより認識しております。

⑧ 非金融資産の減損

a. 有形固定資産及び無形資産の減損

当社グループでは、期末に、有形固定資産及び無形資産が減損している可能性を示す兆候の有無を判断しております。

減損の兆候がある場合には、回収可能価額の見積りを実施しております。個々の資産の回収可能価額を見積もることができない場合には、その資産の属する資金生成単位の回収可能価額を見積もっております。資金生成単位は、他の資産又は資産グループから概ね独立したキャッシュ・イン・フローを生み出す最小単位の資産グループとしております。

耐用年数が確定できない無形資産及び未だ利用可能でない無形資産は、減損の兆候がある場合、及び減損の兆候の有無に関わらず各年度の一定時期に、減損テストを実施しております。

回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方で測定しております。使用価値は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値及びその資産の固有のリスクを反映した割引率を用いて現在価値に割り引いて算定しております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失は純損益で認識しております。

のれん以外の資産における過年度に認識した減損損失については、期末において、減損損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を判断しております。減損の戻入れの兆候がある場合には、その資産又は資金生成単位の回収可能価額の見積りを行っております。回収可能価額が、資産又は資金生成単位の帳簿価額を上回る場合には、回収可能価額と過年度に減損損失が認識されていなかった場合の償却又は減価償却控除後の帳簿価額とのいずれか低い方を上限として、減損損失の戻入れを実施しております。

⑨ 引当金

引当金は、当社グループが過去の事象の結果として、現在の法的債務又は推定的債務を負い、債務の決済を要求される可能性が高く、かつ、その債務の金額について信頼性のある見積りが可能な場合に認識しております。引当金として認識する金額は、主に過去の実績等に基づき当該債務をとりまくリスクや不確実性を考慮した最善の見積りによるものであり、時間価値に重要性がある場合には割引計算を行って算出しております。時の経過に伴う割引額の割戻しは純損益で認識しております。

当社グループは引当金として、資産除去債務を認識しております。

・資産除去債務

賃貸借契約終了時に原状回復義務のある賃借事務所等の原状回復費用見込額について、資産除去債務を計上しております。

⑩ 収益認識

IFRS第9号に基づく利息及び配当収益等を除き、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1 : 顧客との契約を識別する。

ステップ2 : 契約における履行義務を識別する。

ステップ3 : 取引価格を算定する。

ステップ4 : 取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5 : 履行義務を充足した時点で（または充足するに応じて）収益を認識する。

当社グループでは、「他社サービス（法人向け）」、「他社サービス（個人向け）」及び「自社サービス」を主な事業としております。

顧客へ移転する事を約束した財又はサービスの識別を行い、個別に会計処理される履行義務を識別し、その基礎となる財又はサービスの履行義務の充足を一時点で認識し、また、特定のサービスの履行義務の充足を一定期間にわたり認識しています。

顧客に支払われる対価は、それが顧客から受け取る財又はサービスの対価であるものを除き、取引価格から控除しています。

履行義務の識別に際し、当社グループが当事者として取引を行っているか、代理人として取引を行っているかの判定にあたっては、顧客に対する商品又はサービスの提供についての主たる責任の有無、在庫リスクの負担の有無、販売価格設定における裁量権の有無等を考慮しております。

当社グループが当事者として取引を行っている場合には、収益を顧客から受け取る対価の総額で表示しており、当社グループが代理人として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額から売上原価を控除した純額で収益を表示しております。

2 重要な会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、以下のとおりです。

(1) のれん及び耐用年数を確定できない無形資産の減損損失の認識の要否

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
のれん	4,053百万円
商標権(耐用年数を確定できない無形資産)	664百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度末において、株式会社アイ・ステーションの支配を獲得した際に生じたのれん1,093百万円、Renxa株式会社の支配を獲得した際に生じたのれん556百万円、株式会社ZITTOの支配を獲得した際に生じたのれん1,192百万円及び商標権(耐用年数を確定できない無形資産)49百万円、エフェルシープレミアム株式会社の支配を獲得した際に生じたのれん1,210百万円及び商標権(耐用年数を確定できない無形資産)614百万円を計上しております。当該のれん及び耐用年数を確定できない無形資産につき、IFRSに基づき年次の減損テストを実施し、減損損失の計上の要否について検討した結果、回収可能額がのれん及び耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額を超えると判断されたため、減損損失は計上しておりません。

減損テストにおける使用価値は、過去の経験と外部からの情報を反映し、経営者によって承認された今後5年度分の事業計画を基礎としたキャッシュ・フローの見積額を、当該資金生成単位または資金生成単位グループの税引前の加重平均資本コストにより現在価値に割引いて算定しております。なお、事業計画の期間を超えるキャッシュ・フローの見積りにおいて、成長率はゼロと仮定しております。また、当該事業計画に係る主要な仮定である販売数量の見積りには高い不確実性を伴います。

当連結会計年度においては、減損損失の計上は不要と判断しておりますが、将来キャッシュ・フローが想定より減少した場合、翌連結会計年度の連結計算書類において減損損失が発生する可能性があります。

3 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 担保に提供している資産及び担保に係る債務

担保に提供している資産

定期預金 100百万円

消去されている連結子会社株式 3,838百万円

計 3,938百万円

担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金 562百万円

長期借入金 1,240百万円

計 1,802百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 125百万円

(3) 使用権資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 624百万円

(4) 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権 31百万円

その他の非流動資産 48百万円

4 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 109,596,485株

(2) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 4,461,800株

5 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、多岐にわたる事業を展開しており、事業を営む上で信用リスク、流動性リスク、市場リスク（価格リスク及び金利リスク）などの様々な財務リスクにさらされております。当社グループは、当該財務上のリスクの防止及び低減のために、一定の方針に従いリスク管理を行っております。

① 信用リスク

当社グループは、事業を営む上で、営業債権及びその他の金融資産において、取引先の信用リスクに晒されております。

当社グループは、当該リスクの未然防止又は低減のため、過度に集中した信用リスクのエクスポージャーを有しておりません。また、当該リスクの管理のため当社グループは、グループ各社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握しております。

② 流動性リスク

当社グループは、借入金により資金を調達しておりますが、資金調達環境の悪化などにより支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクにさらされております。

当社グループは、流動性リスクの未然防止又は低減のため、市場環境や長短のバランスを勘案して、銀行借入やリース等による間接調達のほか、社債の発行等の直接調達を行い、資金調達手段の多様化を図っております。また、余剰資金に関しては、流動性の高い金融資産で運用しております。

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

③ 市場リスク

市場リスクは、市場価格の変動により金融商品の公正価値、将来キャッシュ・フローが変動するリスクであります。市場リスクには、価格リスク及び金利リスクが含まれております。

(a) 価格リスク

当社グループは、主に業務上の関係を有する企業の株式等を保有しており、資本性金融商品の株価変動リスクに晒されています。株式等については、定期的に発行体の財務状況等を把握し、取引先及び取引金融機関との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しています。

(b) 金利リスク

当社グループは、有利子負債による資金調達を行っております。有利子負債のうち一部は変動金利であり、金利変動リスクにさらされております。当該リスクの管理に関して、金融機関毎の借入金利の一覧表を定期的に作成し、借入金利の変動状況をモニタリングしております。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

① 公正価値ヒエラルキー

金融商品は、その公正価値の測定にあたって、その公正価値の測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、公正価値ヒエラルキーの3つのレベルに分類しております。当該分類において、それぞれの公正価値ヒエラルキーは、以下のように定義しております。

レベル1：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格

レベル2：レベル1以外の直接又は間接的に観察可能なインプット

レベル3：観察可能でないインプット

なお、公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象又は状況の変化の日に認識しています。

レベル間の重要な振替が行われた金融商品はありません。

② 公正価値の算定方法

金融商品の公正価値の算定方法は次のとおりです。

・株式

非上場株式については、割引将来キャッシュ・フローに基づく評価技法、類似会社の市場価格に基づく評価技法、純資産価値に基づく評価技法、その他の評価技法を用いて算定しており、レベル3に区分しております。

・敷金及び保証金

敷金及び保証金の公正価値については、将来キャッシュ・フローを期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により測定しており、レベル2に分類しております。

・借入金

借入金については、元利金の合計を、当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2に分類しております。

(3) 償却原価で測定する金融商品

当連結会計年度末における、償却原価で測定する金融商品は次のとおりです。

以下を除き、帳簿価額は概ね公正価値に相当しているため、表中には含めていません。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
金融資産		
敷金及び保証金	699	663
金融負債		
長期借入金（1年内返済予定含む）	2,601	2,512

(4) 経常的に公正価値で測定している金融商品

当連結会計年度末における、経常的に公正価値で測定している金融商品は、次のとおりです。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	－	－	9	9
合計	－	－	9	9

(5) レベル3に分類される資産に関する定量的情報

当社グループにおいて、レベル3に分類されている金融商品は、主に非上場株式により構成されています。非上場株式の公正価値の測定は、対象となる金融商品の性質、特徴及びリスクを最も適切に反映できる評価技法及びインプットを用いて、入手可能なデータにより公正価値を測定しています。その結果は適切な権限者がレビュー及び承認しています。

なお、レベル3に分類した金融商品について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に重要な公正価値の増減は見込まれていません。

(6) レベル3の調整表

レベル3に分類された金融資産の当期首から当期末までの変動は、以下のとおりです。
(単位：百万円)

	株式
期首残高	7
売却	—
取得	29
包括利益	
その他の包括利益	△28
期末残高	9
各会計期間末に保有する金融商品に関して 純損益に認識している利得又は損失	—

6 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

当社グループの顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

また、2024年4月1日に当社グループの組織を再編したことに伴い顧客との契約から生じる収益を分解した情報の主要なサービスラインの区分について見直しを行い、「通信インフラサービス」、「ライフラインサービス」、「オフィスソリューションサービス」、「店舗ソリューションサービス」、「ビジネス・プロセス・アウトソーシングサービス」「その他」から、「他社サービス（法人向け）」「他社サービス（個人向け）」「自社サービス」に変更しております。

当該サービスラインの変更により、取次販売を主とし売上収益に占める割合の高い他社サービスと、売上収益に占める割合は小さいものの、ストック性の高い収益構造である自社サービスを区分する事が可能となります。また、他社サービスの中でも、当社が中期の方針として掲げるストック収益の最大化において、ストック型収益への移行の主体である「個人向け」と、現時点では一時金収益モデルを維持する「法人向け」を切り分ける事を目的に、「他社サービス（個人向け）」「他社サービス（法人向け）」をそれぞれ区分しております。

(単位：百万円)

		報告セグメント
		ソリューション事業
主要なサービスライン	他社サービス（法人向け）	3,213
	他社サービス（個人向け）	14,067
	自社サービス	1,679
合計		18,960
顧客との契約から認識した収益		18,960

① 他社サービス（法人向け）

主に中小法人に対して、モバイルデバイスや新電力、OA機器等の顧客のニーズにあった各種商品を取次販売しております。当該サービスは、当社グループと顧客との契約に基づき、サービス内容や当事者間の権利と義務が定められ、サービス内容等の区分可能性や顧客への移転パターンに基づき、主な履行義務を以下の通り識別し、収益を認識しております。

当社グループは、サービス契約者のニーズに応じて契約を交わし、当該財又はサービスを提供した時点で、履行義務を充足されるものと判断し、収益を認識しております。当該金額は履行義務の充足時点から概ね1～2か月以内に支払を受けており、これらの契約についてはIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」（以下、「IFRS第15号」という。）で規定される便法を適用して金融要素にかかる調整は行っておりません。

売上収益は契約において約束された対価で測定されます。

② 他社サービス（個人向け）

主に個人消費者に対して、ウォーターサーバーや新電力、インターネット回線等の顧客のニーズにあった各種商品を取次販売しております。当該サービスは、当社グループと顧客との契約に基づき、サービス内容や当事者間の権利と義務が定められ、サービス内容等の区分可能性や顧客への移転パターンに基づき、主な履行義務を以下の通り識別し、収益を認識しております。

当社グループは、サービス契約者のニーズに応じてサービス契約を交わし、当該財又はサービスを提供した時点で、履行義務を充足されるものと判断し、収益を認識しております。当該金額は履行義務の充足時点から概ね1～2か月以内に支払を受けており、これらの契約についてはIFRS第15号で規定される便法を適用して金融要素にかかる調整は行っておりません。

売上収益は契約において約束された対価で測定されます。

③ 自社サービス

主にwebコンテンツ、保険、会員優待サービス等の顧客のニーズにあった各種サービスを提供しております。当該サービスは、当社グループと顧客との契約に基づき、サービス内容や当事者間の権利と義務が定められ、サービス内容等の区分可能性や顧客への移転パターンに基づき、主な履行義務を以下の通り識別し、収益を認識しております。

当社グループは、サービス契約者のニーズに応じてサービス契約を交わし、そのサービスを提供するにつれて、履行義務が充足されるものと判断し、収益を認識しております。当該金額は履行義務の充足時点から概ね1～2か月以内に支払を受けており、これらの契約についてはIFRS第15号で規定される便法を適用して金融要素にかかる調整は行っておりません。

売上収益は契約において約束された対価で測定され、顧客への返金が見込まれる金額は返金負債として認識しております。顧客への返金が見込まれる金額の測定については、過去の実績データに基づいて見積もっており、営業債務及びその他の債務に含めております。当社グループは、予想される返金率については、報告日毎に見直し、資産および負債の金額を更新しております。

(2) 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の金額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

顧客との契約から生じた債権	
売掛金	2,490
契約負債	66

契約負債は、主に履行義務につき顧客から委託を受け、サービス利用者の維持管理を行う業務に関する前受金であり、通常、当社がサービスを顧客に移転する前に、顧客から対価を受領した場合に増加し、当社が履行義務を充足することにより減少いたします。当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債残高に含まれていたものは、82百万円であります。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の金額に重要性はありません。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末で未充足の履行義務に配分した取引価格の金額のうち、将来収益として認識されると見込まれる時期別の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	金額
1年以内	66
合計	66

(4) 顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産

顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産はありません。

7 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり親会社所有者帰属持分額 44円 95銭
- (2) 基本的1株当たり当期利益 0円 39銭

8 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 連結注記表に記載の金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（ 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日 ）

(単位：百万円)

	株 主 資 本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利益剰余金	株主資本合計			
		資本準備金	その他資本剰余金					
				その他利益剰余金 繰越利益剰余金				
当期首残高	100	1,200	1,999	3,199	23	3,323	72	3,395
当期変動額								
株式報酬取引						-	31	31
当期純利益					10	10		10
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)							-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	10	10	31	42
当期末残高	100	1,200	1,999	3,199	34	3,333	104	3,437

個別注記表

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定額法
- ② 無形固定資産 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 収益の計上基準

- ① 賞与引当金

当社の収益は、子会社からの経営指導料となります。経営指導料は、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

2 会計方針の変更に関する注記

法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類に与える影響はありません。

3 重要な会計上の見積りに関する注記

(1) 関係会社株式の評価損計上の要否

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、以下のとおりです。

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
関係会社株式 4,266百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度の計算書類に計上した関係会社株式4,266百万円は、当社の連結子会社であるI N T株式会社(以下「I N T」という。)の株式2,261百万円およびエフエルシープレミアム株式会社の株式2,005百万円であります。エフエルシープレミアム株式会社の株式並びにI N Tが保有している株式会社アイ・ステーションに対する投資1,000百万円、R e n x a株式会社に対する投資701百万円及び株式会社Z I T T Oに対する投資1,833百万円は、超過収益力を反映して、計算書類から得られる1株当たり純資産額と比べて相当高い価額で当該会社の株式を取得しております。従って、対象となる関係会社の将来の事業計画に基づき、超過収益力の金額が減少し、将来にわたってその状態が続くと予想され、超過収益力が見込めなくなった場合、実質価額が取得価額の50%を下回っている限り評価損を計上することになります。当事業年度においては、評価損の計上は不要と判断しておりますが、超過収益力を含めた実質価額の見積りは、経営者が作成した会社ごとの事業計画を基礎として見積もられ、事業計画における販売数量の見積りには高い不確実性を伴い、この経営者による判断が超過収益力を含めた実質価額の見積りに重要な影響を及ぼします。

当該見積り前提については、事業計画による実質価額が想定より減少した場合、翌事業年度の計算書類において評価損が発生する可能性があります。

4 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 49百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く)

- | | |
|----------|--------|
| ① 短期金銭債権 | 221百万円 |
| ② 短期金銭債務 | 0百万円 |

(3) 担保に提供している資産及び担保に係る債務

担保に提供している資産

定期預金	100百万円
関係会社株式	3,838百万円
計	3,938百万円

担保に係る債務

1年内返済長期借入金	562百万円
長期借入金	1,240百万円
計	1,802百万円

5 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引

営業収益

397百万円

営業費用

2百万円

② 営業取引以外の取引高

89百万円

6 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、株式報酬費用の否認等であります。

7 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はございません。

(2) 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	I N T 株式会社	直接 100.0%	役員兼務	ロイヤリティの受取 (注1)	376	営業未収入金	142
				貸付金の回収 (注2)	590	関係会社 長期貸付金	260
				利息の受取	13	流動資産 その他	0
				賃料の受取	10	営業未収入金	2
				被債務保証(注3)	143	—	—
子会社	エコーシステム株式会社	直接 100.0%	役員兼務	被債務保証(注3)	1,659	—	—
孫会社	株式会社IITTO	間接 100.0%	役員兼務	被債務保証(注3)	1,659	—	—
孫会社	株式会社 アイ・ステーション	間接 100.0%	役員兼務	資金の貸付(注2)	400	関係会社 短期貸付金	200
						関係会社 長期貸付金	200
				利息の受取	6	流動資産 その他	0
				賃料の受取	54	営業未収入金	11
			被債務保証(注3)	1,284	—	—	
孫会社	Linklet 株式会社	間接 100.0%	役員兼務	被債務保証(注3)	1,284	—	—
孫会社	Renxa 株式会社	間接 100.0%	役員兼務	被債務保証(注3)	1,284	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. ロイヤリティの取引金額については取引内容を勘案し双方協議の上、決定しております。
 2. 利率については、市場金利等を勘案し双方協議の上、決定しております。
 3. 当社の借入金について、連帯保証を受けているものであります。

8 1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	30円 42銭
1株当たり当期純利益	0円 10銭

(注) 個別注記表に記載の金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。